環境県民局 資　　料	Ｎｏ．２

令和８年７月17日
課　名　環境県民局わたしらしい生き方応援課
担当者　課長　井上
内　線　2733

「広島県人権啓発推進プラン（第６次）」の骨子案について

１　要旨・目的

「広島県人権啓発推進プラン（第５次）」（計画期間：令和３年度～令和７年度（令和８年10月まで延長））（以下「第５次計画」という。）の計画期間が、令和８年10月末で終了することから、引き続き、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に取り組むため、次期計画を策定することとし、骨子案を次のとおりとする。

２　現状・背景

○　県では、平成14年度に「広島県人権啓発推進プラン」を策定して以降、社会情勢の変化等を踏まえながら、５年毎に計画を改定し、施策を推進してきた。

○　現在、第５次計画に基づき、関係局・国等と連携を図りながら、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向けて、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に実施している。

３　骨子案の概要

(1)　計画の位置づけ

○　「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成14年５月策定）の人権啓発部分に係る実施計画

○　「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」領域「地域共生社会」の実施計画（多様性を認め、それぞれの違いを尊重し合う環境づくり）

(2)　計画期間

令和８年度～令和12年度（５年間）

(3)　策定に当たっての考え方

第５次計画の振り返りで見えた課題、社会情勢の変化や関係局における取組等のほか、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を踏まえて策定する。

(4)　骨子案の内容

別紙資料のとおり

(5)　スケジュール

	７月	８月	９月	10月
生活福祉保健委員会	●骨子案	●素案		
策定作業		←パブコメ→		●策定

別紙

「広島県人権啓発推進プラン（第６次）」骨子（案）

令和８年７月 17 日
わたしらしい生き方応援課

１　趣旨

本県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年に「広島県人権啓発推進プラン」を策定し、人権啓発の推進に取り組んできた。

現行の第５次計画の計画期間が令和８年 10 月で終期を迎えることから、「広島県人権啓発推進プラン（第６次）」を策定する。

２　第５次計画の位置づけ

○　「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成 14 年５月策定）の人権啓発部分に係る実施計画（義務）

○　「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」領域「地域共生社会」の実施計画（多様性を認め、それぞれの違いを尊重し合う環境づくり）

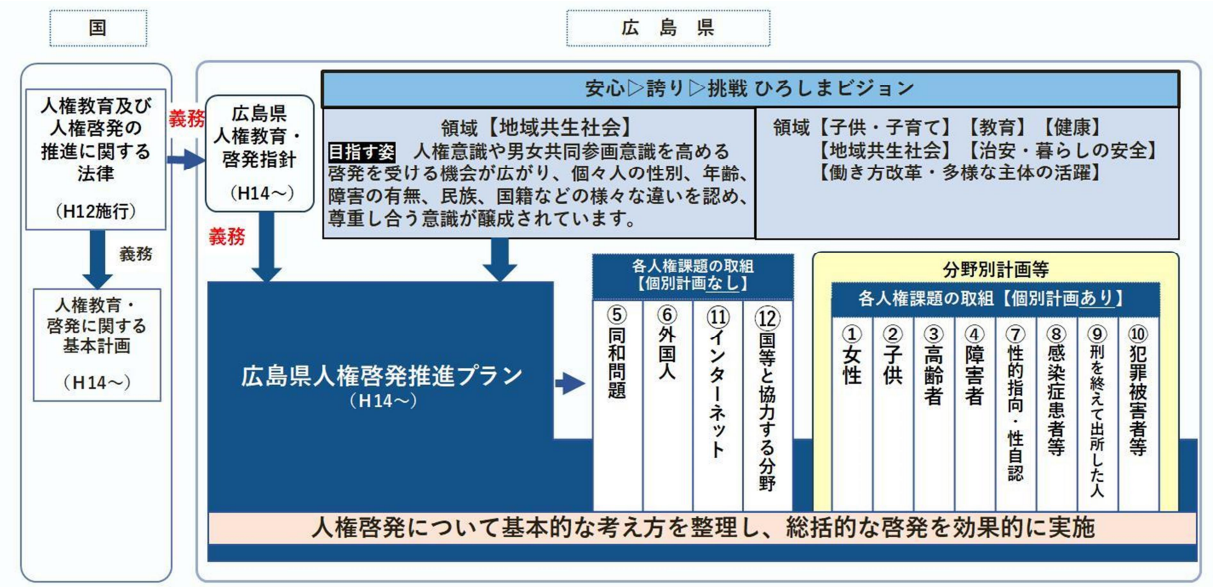

３　第５次計画の取組の振り返り

（１）計画期間

令和３（2021）年度～令和７（2025）年度（令和８年 10 月まで延長）

（２）目指す姿とモニタリング指標

<table>
<tr><td>目指す姿
（５年後の姿）</td><td>○ 個々人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
○ 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。</td></tr>
<tr><td>モニタリング指標
※県民の人権に関する意識の動向を把握するために設定</td><td>
<table>
<tr><th>指標</th><th>当初値</th><th>目標値</th><th>Ｒ７
実績</th><th>達成状況</th></tr>
<tr><td>「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合</td><td>32.4%
（Ｒ２）</td><td>40.0%
（Ｒ７）</td><td>37.1%</td><td>92.8%
概ね順調</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（３）関連指標の状況

ア　目標設定による動向のモニタリング（各人権課題の関連計画等において成果指標に設定しているもの）

目標設定のある関連指標 17 のうち、半数以上の 11 指標が「達成」「概ね順調」

（◎達成：100%、○概ね順調：90%～100%未満、△進捗にやや遅れ：80%～90%未満、×進捗に遅れ：80%未満）

人権課題	指標の数	達成				評価
		◎	○	△	×	
1 女性 困難な状況にある女性の理解促進 性別役割分担意識の是正 職場での女性の活躍推進	6	1	2	1	2	・性別にかかわらず働き方や暮らし方を選択できている人の割合は進捗に遅れがある。 ・女性の就業率は、M 字カーブが解消されつつあるが、指導的立場の女性割合は、進捗にやや遅れがある。
2 子供 虐待、体罰、いじめ等の防止 青少年の健全育成	3	1	1	1		・体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合は高水準で推移しており、概ね順調である。
3 高齢者 地域や職場での活躍推進 認知症や虐待防止の理解促進	1	1				・認知症サポーター養成数は目標を達成し順調に推移している。
4 障害者 正しい知識と理解の促進 職場での活躍推進	3	2	1			・あいサポーター数及び民間企業での障害者の雇用率は目標を達成している。 ・障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある人の割合は、概ね順調に推移している。
6 外国人 多文化理解の促進	1	1				・生活で困っていることがない（困った時にすぐに相談できる）外国人の割合は目標を達成し順調に推移している。
7 性的指向・性自認 正しい知識の普及と理解の促進	1				1	・エソール広島のＬＧＢＴ相談の件数は増加しているが、窓口の認知度が低く進捗にやや遅れがある。
9 刑を終えて出所した人 更生保護の重要性の啓発 当事者の置かれる状況の理解促進	1	1				・再犯防止推進計画は全市町で策定済で目標を達成している。
10 犯罪被害者等 当事者の置かれる状況の理解促進 犯罪被害者等の権利擁護の推進	1				1	・犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度は、増加傾向にあるものの進捗に遅れがある。
合計	17	7	4	2	4	

イ　統計数値による動向のモニタリング（各人権課題に関連した統計数値を設定しているもの）

動向を注視している関連指標 11 のうち、10 指標が「減少又は発生ゼロ」

（◎減少（10%以上）又は発生ゼロ。○横ばい（±10%未満）、△やや増加（10%～20%増）、×増加（20%以上））

人権課題	指標の数	状況				評価
		◎	○	△	×	
5 同和問題 正しい知識の普及と理解の促進	2	1			1	・人権侵犯事件数及び人権相談件数は横ばいで推移しており、依然として差別的事案が発生している。
6 外国人 多文化理解の促進	2	2				・人権侵犯事件数はＲ３以後減少。人権相談件数も減少しているが、毎年 10 件程度発生している。
8 感染症患者等 正しい知識の理解促進（ＨＩＶ、ハンセン病、新たな感染症）	2	2				・人権侵犯事件数及び人権相談件数で「その他の感染症」はＲ４が最多。コロナ感染症が５類に移行したＲ５は０件となっている。
11 インターネット 正しい知識と理解の促進	1	1				・サイバー犯罪相談件数は、4,000～6,000 件で推移している。
12 国及び他団体と協力する分野 ・(アイヌの人々) 正しい知識の普及と理解促進 ・(北朝鮮当局による拉致問題) 正しい知識の普及と理解の促進	4	4				・人権侵犯事件数や相談件数は概ね０件で推移しているが、北朝鮮当局による拉致問題やアイヌの人々について認識や正しい理解を深める機会が少なく、人々の関心が低い状況である。
合計	11	10			1	

（４）主な取組の検証　※詳細は「広島県人権啓発推進プラン（第５次）取組の検証」参照

ア　各人権課題に対する取組

各人権課題に対する取組について取組内容と成果や課題について検証を行った。その中で社会的関心が高い人権課題や変化のあった人権課題を次のとおり整理する。

（ア）女性

取組の方向	○　性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。 ○　誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。
主な取組と実績	○　性被害やデートＤＶについて、特に若年層を対象に、ＤＶ予防講座や動画配信等による正しい知識の啓発やリーフレット等による相談窓口の周知を行った。 ・「性被害ワンストップセンターひろしま」のリーフレット発行部数 Ｒ３:43,230 部、Ｒ４:101,707 部、Ｒ５:122,906 部、Ｒ６:99,300 部 ・ＤＶについての動画視聴数:30,537 回（累計）（Ｒ６時点） ○　県・エソール広島において、わたしらしい生き方を選択するための講座等の開催や啓発リーフレット等を作成し、企業や市町等に配布したほか、性別による固定観念解消に向け「ジェンダー川柳コンテスト」を実施した。 ・エソール広島主催事業参加者　Ｒ５:3,816 人、Ｒ６:4,827 人 ・川柳応募作品数:Ｒ５:1,649 作品、Ｒ６:3,747 作品 ○　女性活躍に向けた理解促進セミナーや企業の課題に応じた対象別研修等を実施した。 ・研修参加人数　Ｒ３：1,291 人、Ｒ４：1,000 人、Ｒ５：873 人、Ｒ６：738 人

主な指標	策定時数値	目標値	実績値	達成状況
性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	7.4% （Ｒ２）	13.0% （Ｒ５）	9.6% （Ｒ５）	73.8% ×
性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合	59.9% （Ｒ３）	75.0% （Ｒ７）	58.0% （Ｒ７）	77.3% ×
県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.1% （Ｒ元）	24.0% （Ｒ６）	19.6% （Ｒ６）	81.7% △

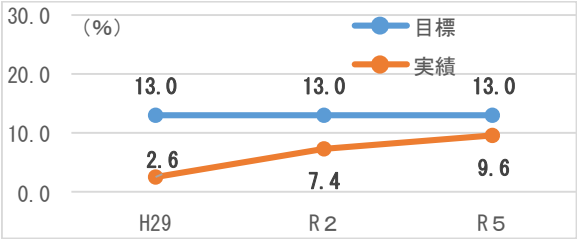

表１　性被害ワンストップセンターひろしまの認知度（目標値はＲ５）

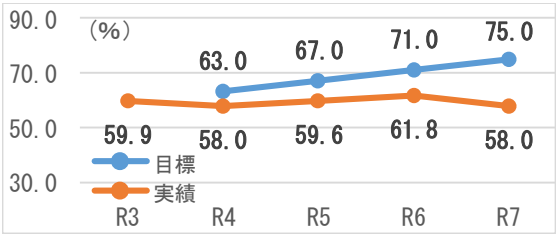

表２　性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合

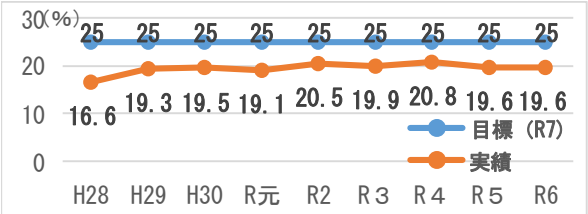

表３　県内事業所における指導的立場に占める女性の割合

主な成果・課題	○　若い女性が被害者となる性被害・性犯罪が依然として発生している中、性被害ワンストップセンターの認知度は向上しているものの、進捗に遅れがあり、引き続き啓発を進め、相談窓口を知ってもらう必要がある。 ○　講座や川柳コンテスト等を通じた啓発を行っているが、依然として固定的な性別役割分担意識が存在しており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」の割合は横ばいとなっているほか、「性別にかかわらず働き方や暮らし方を選択できている人の割合」は、特に 30～50 代の女性で伸び悩んでいる。

	○　県民意識調査では、親や配偶者・パートナー、職場の人など周囲の方から性別に関する意識の影響を受けたと回答している割合が約７割と高く、そうした周囲の方に対する啓発が必要。ジェンダーバイアス解消のためのセミナーや啓発の取組の効果をより幅広い層に広げていく必要がある。 ○　女性の就業率は上昇し、「M字カーブ」が解消されつつある一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化しているなど、依然として、結婚・出産・子育て・介護というライフイベントが働き続けるための障壁となっているため、仕事と家庭を両立しながら働ける環境づくりに向けた理解促進を進めていく必要がある。
検討の方向性	○　啓発を継続して実施するとともに、各種相談窓口の認知度向上のための周知方法の検討やジェンダーバイアス解消に向けた意識醸成についてターゲットに応じた啓発手法の見直しを行うとともに、企業・学校等との連携や拡大の手法について検討を行う。

（イ）子供

取組の方向	○　児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。
主な取組と実績	○　子供への体罰の禁止及び虐待が子供に及ぼす悪影響等について、特に保護者や子育てをこれから行う世代などに対して、講演会やイベント、電車広告、動画等の媒体を用いて啓発を実施した。 ・テレビ出演、ポスターＲ４:1,000 枚、Ｒ５:1,200 枚（虐待相談窓口の周知） ○　いじめの未然防止についての事例発表やいじめの相談窓口・支援制度等の周知を人権啓発イベント等の機会を通じて実施した。 ・いじめ相談窓口紹介カード発行部数 Ｒ３:336,000 部、Ｒ４:336,000 部、Ｒ５:336,000 部、Ｒ６:331,220 部 ○　自画撮り被害防止やインターネットの適正な利用について子供や保護者、青少年活動に携わる人等を対象に、年齢に応じたリーフレットの配布や青少年のインターネットの適正な利用に係る講習会などの啓発を実施した。また、広島県青少年健全育成条例の改正（Ｒ７．１月施行）等によりフィルタリングの利用促進を図った。 ・自画撮り被害防止チラシ配布数 Ｒ３：28,000 部、Ｒ４：32,000 部、Ｒ５：31,000 部、Ｒ６：30,500 部 ※毎年度初めに県内全ての中学１年生へ配布 ・青少年インターネット適正利用啓発リーフレット配布数 Ｒ３：30,000 部、Ｒ４：32,000 部、Ｒ５：32,000 部、Ｒ６：32,000 部 ※毎年度初めに県内全ての小学４年生へ配布 ・講習会参加人数:Ｒ３：55 名、Ｒ４：93 名、Ｒ５：136 名,72 名、Ｒ６：150 名,95 名 （Ｒ６とＲ５は８月開催分，３月開催分の順）

主な指標	策定時数値	目標値	実績値	達成状況
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	82.6% （Ｒ３）	83.0% （Ｒ６）	81.3% （Ｒ６）	98.0% ○
いじめの解消率（公立小・中・高等学校・特別支援学校）	79.1% （Ｒ３）	83.6% （Ｒ６）	71.6% （Ｒ６）	85.6% △

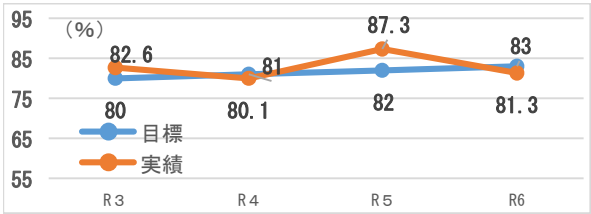

表４　体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合

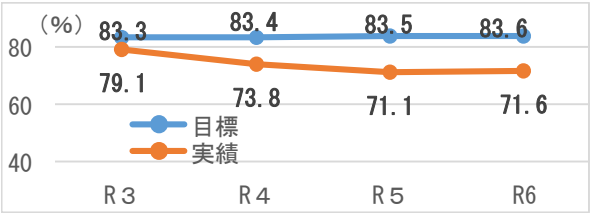

表５　いじめの解消率（公立小・中・高等学校・特別支援学校）

主な成果・課題	○　体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合は８割を超える水準で推移しているが、体罰等を肯定している親や子育ての困り感、育てにくさ等から体罰等をする親が一定数いる。 ○　複雑化・多様化するいじめの事案の対応に時間を要しており、いじめの解消率は７割となっている。引き続き、教職員がいじめの兆候を早期に察知でき、いじめで悩んでいる児童生徒等が安心して、ＳＯＳを出すことができるよう、いじめの未然防止及び早期解決に向けた取組の充実を図る必要がある。 ○　インターネット利用の低年齢化、またそれを背景とするＳＮＳ等を介した自画撮

	り被害等の発生といった諸情勢の変化が生じており、子供の発達段階に応じたインターネット適正利用の啓発や、フィルタリングの利用などペアレンタルコントロール（保護者による安全な利用環境の整備）の重要性に関する啓発等を実施していく必要がある。
検討の方向性	○　啓発を継続して実施するとともに、インターネットをめぐるトラブルなどの社会情勢の変化に応じた取組内容の検討や啓発手法の検討を行う。

（ウ）障害者

取組の方向	○　障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。
主な取組と実績	○　障害者虐待の未然防止や通報義務等について、パンフレットやリーフレットの配布を通じた啓発を行ったほか、市町・事業者の職員を対象とした研修を実施した。 ・パンフレット、リーフレット配布数 Ｒ３:9,000 部、Ｒ４:10,000 部、Ｒ５:11,000 部、Ｒ６:9,000 部 ・研修参加人数等　Ｒ３:1,042 人、Ｒ４:1,686 人、Ｒ５:1,625 人、Ｒ６:2,096 人 ○　県民をはじめ、企業・団体等が障害について正しい知識を理解し、手助けや配慮を実践できるようになるため、あいサポートプロジェクト（出前講座の実施や企業・団体認定等）を推進した。 ・出前講座参加者数（()内は講座の実施回数） Ｒ３:305 人（15）、Ｒ４:1,149 人（39）、Ｒ５:2,586 人（64）、Ｒ６:2,288 人（62） ・企業・団体認定数　Ｒ３:799 企業・団体、Ｒ４:823 企業・団体、 Ｒ５:840 企業・団体、Ｒ６:855 企業・団体 ○　障害者雇用の充実・強化を図るため、障害者雇用に関する啓発資料の作成・配付や障害者雇用に取り組む企業等の見学やセミナーの実施等に取り組んだ。 ・啓発資料配布数　Ｒ３:4,000 部、Ｒ４:4,000 部、Ｒ５:5,500 部、 Ｒ６:5,500 部 ・セミナー等参加企業数Ｒ４:12 社、Ｒ５:41 社、Ｒ６:40 社（Ｒ３はコロナのため中止）

主な指標	策定時数値	目標値	実績値	達成状況
あいサポーター数	241,650 人 （Ｒ３）	255,500 人 （Ｒ７）	261,130 人 （Ｒ７）	102.4% ◎
民間企業の障害者実雇用率	2.18% (R 元) (法定雇用率 2.2%)	法定雇用率以上（2.5%）	2.54% （Ｒ７）	101.6% ◎

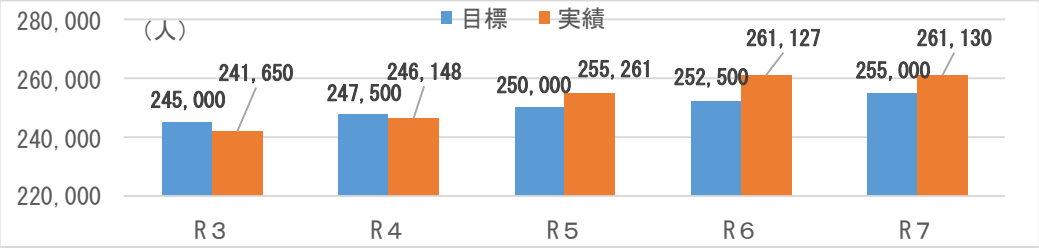

表６　あいサポーター数

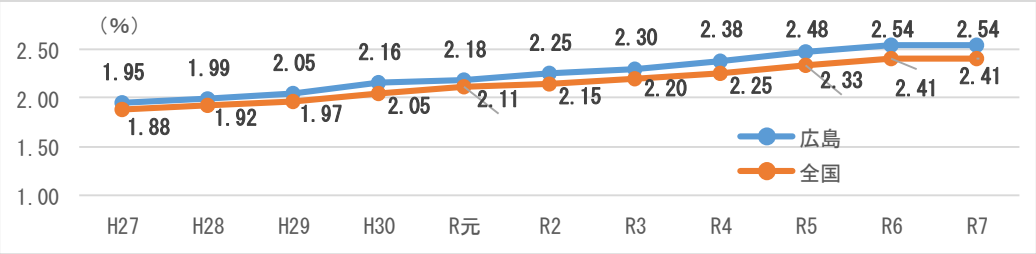

表７　民間企業の障害者実雇用率

主な成果・課題	○　法律により合理的な配慮の提供が義務化される中、依然として不当な差別的取扱いが発生しているほか、養護者や使用者、障害者福祉施設従事者等による障害者に

	対する虐待が発生していることから、関係団体や職員の人材育成、虐待の未然防止及び早期発見につながる啓発等を実施していく必要がある。 ○　特に若い世代では障害への理解があっても、手助け等の実践に移せない傾向にある。また、障害者と接する機会が少ない層で障害に対する差別や偏見が生じやすくなっていることから、子供の頃から障害の特性を知り、学び、実践する場を設けていく等の理解を促進する必要がある。 ○　障害者の雇用率は上昇しているが、Ｒ６県職場環境実態調査で、「障害者に適した業務が無い、業務遂行援助者・相談員等の配置が困難」等の回答があり、企業の障害特性への理解・ノウハウ不足が見られる。
検討の方向性	○　啓発を継続して実施するとともに、障害に対する正しい認識と理解を促進し、手助け等の行動を実践できるように若い世代から教育を受け、実践する機会を設ける等の啓発手法の工夫を行う。また、社会情勢の変化に応じた取組の検討を行う。

（エ）外国人

取組の方向	○　地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。
主な取組と実績	○　県民が異なる文化や生活習慣、価値観への理解を深め、外国人住民が安心して生活できる環境を整えるために、学校での異文化理解促進授業や、キーパーソン発掘モデル事業、地域日本語教室の拡充、外国人総合相談窓口の運営及び相談員の研修を実施した。 ・異文化理解促進プログラム実施状況（小中学校は取組方針策定等の市町数） Ｒ３：高校７校、小中学校５市町、Ｒ４：高校 10 校、小中学校５市町、 Ｒ５：高校 12 校、小中学校８市町、Ｒ６：高校 12 校、小中学校２市町 ・キーパーソン発掘モデル事業実施数（累計、() 内は新規市町数） Ｒ３：７市町、Ｒ４：10 市町（３市町）、Ｒ５：12 市町（２市町）、 Ｒ６：13 市町（１市） ・地域日本語教室の新規開設地域（累計、() 内は新規地域数） Ｒ３：4 地域、Ｒ４：７地域（3 地域）、 Ｒ５：８地域（1 地域）、 Ｒ６：12 地域(4 地域) ・外国人相談窓口相談員研修受講者数 Ｒ３：56 人、Ｒ４：37 人、Ｒ５：53 人、 Ｒ６：68 人

主な指標	策定時数値	目標値	実績値	達成状況
「生活で困っていることがない（すぐに相談できる）」と答えた外国人の割合	52.6% （Ｒ３）	70.0% （Ｒ７）	80.6% （Ｒ７）	115.1% ◎

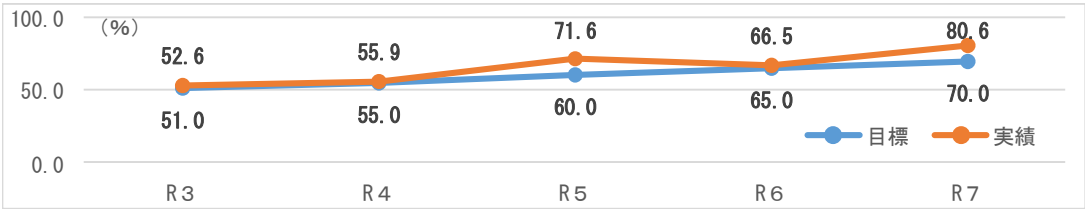

表８　生活で困っていることがない（困った時にすぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合

主な成果・課題	○　「生活で困っていることがない（困った時にすぐに相談できるも含む）」外国人はＲ６で 66.5%だが、３割強の外国人住民がなんらかの課題を抱えており、継続して外国人が孤立することなく県民の一員として地域で生活できるための取組を行う必要がある。
検討の方向性	○　外国人労働者数が更に増加することが見込まれており、県内の外国人住民が安心して生活できるための啓発を継続して実施する。

（オ）性的指向・性自認

取組の方向	○　性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。
主な取組と実績	○　正しい知識の理解促進や企業等における配慮の促進のために、人権啓発指導者養成研修を実施した。また、人権イベント等を通じた啓発や啓発冊子の作成及び配布等を実施し、併せて、当事者等が安心して相談できる窓口の周知を行った。 ・研修参加者数　Ｒ４:315 人、Ｒ５:460 人、Ｒ６:389 人 ・ＬＧＢＴ啓発冊子累計配布数:4,353 冊

主な指標	策定時数値	目標値	実績値	達成状況
県内の公的機関（エソール広島を含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数	234 件 （Ｒ３）	430 件 （Ｒ７）	228 件 （Ｒ７）	53.0% ×

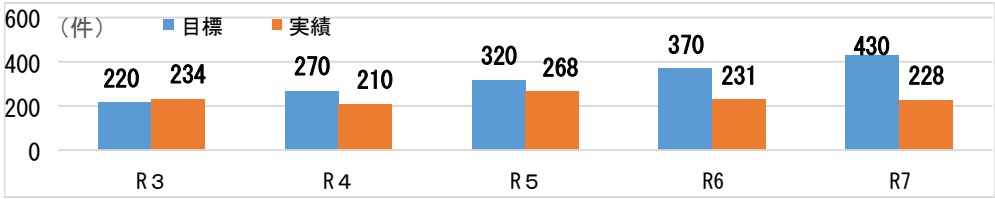

表９　県内の公的機関（エソール広島を含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数

主な成果・課題	○　ＬＧＢＴＱについて社会的関心が高まっているが、正しい知識の理解が十分とはいえない。また、企業での取組の促進が必要になる中、研修の企業参加が少ないため、企業のニーズを踏まえた研修内容を検討する必要がある。 ○　ＬＧＢＴ電話相談を実施するエソール広島の認知度がＲ６では 19.3%と依然として低い状態であり、当事者が抱える悩みの解消や居場所づくりを進める必要がある。
検討の方向性	○　社会的な関心の高まりや法制定、性的マイノリティに関する裁判所の判例等の様々な情勢の変化を踏まえて、取組内容を検討すると同時に、当事者が抱える生きづらさへの理解の促進や正しい知識の普及を継続して実施する。

（カ）インターネットによる人権侵害

取組の方向	○　インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。
主な取組と実績	○　インターネットの適切な利用のため、県民に対して県警ＨＰやＳＮＳで注意喚起情報や動画の発信を行った。 ・広報資料件数　Ｒ３:18 件、Ｒ４:10 件、Ｒ５:28 件、Ｒ６:18 件 ・動画件数　Ｒ４:38 件、Ｒ５:15 件、Ｒ６:15 件 ○　また、特に若年層に対しては、中国総合通信局・広島市と連携したインターネットリテラシー講習会の開催や年齢に応じたリーフレット配布による啓発を行ったほか、広島県青少年健全育成条例の改正（Ｒ７．１月施行）等によりフィルタリングの利用促進を図った。 ○　インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害事案について、県警に寄せられた相談に対し、助言などの対応を行った。

主な指標	策定時数値	目標値	実績値	状況
サイバー犯罪相談件数	5,128 件 （Ｒ３）	―	4,161 件 （Ｒ７）	97.7% ◎

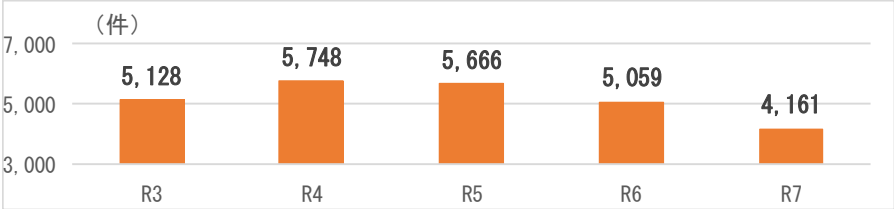

表 10　サイバー犯罪相談件数

主な成果・課題	○　特定の個人への誹謗中傷等の人権侵犯事件の発生が続いている。特に若年層においてインターネット利用の低年齢化、またそれを背景とするＳＮＳ等を介した自画撮り被害等が発生しているほか、災害時のデマの発生、ＡＩを悪用したディープフ

	ェイクの問題といった諸情勢の変化が生じている。 ○　さらに、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されたことから、被害にあった際の対処法や相談先の周知等の取組を進めていく必要がある。
検討の方向性	○　重大なインターネット上の人権侵害事案が発生し大きく報道される等、インターネットと人権について関心が高まっており、被害者にも加害者にもならないための啓発を実施していく必要がある。法改正の内容も踏まえ、社会情勢の変化に応じた取組を検討する。

イ　効果的な啓発の実施

（ア）効果的な啓発方法

主な取組と実績	○　県民の人権課題に対する関心や理解の底上げを図るため、県民が親しみをもって参加できる人権啓発イベントやスポーツチームとの連携による啓発、新聞・ラジオ等のマスメディアを活用した広報などを関係機関と連携して実施した。 ○　効果的な啓発を行うため、イベントで行ったアンケート等から得たデータを基に、比較的関心の高い人権課題と低い人権課題を組み合わせてイベント等で啓発を実施した。 ・「イベント参加者の「日常生活において参考になる内容があった」と回答した人の割合」（）内は目標数 Ｒ４:84%（50%）、Ｒ５:87.2%（83.8%）、Ｒ６:91.4%（87.2%） ・人権啓発イベント参加者数　（）内は目標数。 ※Ｒ４、Ｒ３は感染症対策によりネット配信で開催 Ｒ５:9,258 人（16,000 人）、Ｒ６:10,289 人（10,000 人）
主な成果・課題	○　イベント参加者数は目標を達成し、約９割の参加者から「参考になった・関心が深まった」等の評価を得たが、イベントのさらなる参加を促す必要があるほか、参加者が具体的な意識変容に至っていない状況がある。 ○　イベント参加者に行ったアンケート結果において、比較的関心の低い人権課題については依然として関心が低い状態があり、今後、課題認識の低下が懸念される。
検討の方向性	○　イベント参加者のさらなる増加のために、多様な層に向けた広報や新たな連携先開拓等の検討や、関心の低い人権課題の認識の向上のために、共感しやすい啓発手法の検討や教育機関との連携等を検討する。

（イ）人材育成

主な取組と実績	○　人権啓発指導者養成研修会をテーマを変えながら毎年度開催した。 ・人権啓発指導者養成研修会参加者数（）内は目標数 Ｒ４:315 人（300 人）、Ｒ５:460 人（300 人）、Ｒ６:389 人（300 人） ○　市町職員や消防職員、医療・保健・福祉関係者等に対して、それぞれが実施する研修の教材等を提供した。また、県職員向けには、初任者や管理者を対象とした人権研修のほか、年２回各職場で研修を実施した。
主な成果・課題	○　人権啓発指導者養成研修会について、参加者数の目標を達成し、約８割の参加者から「研修内容が職場で役に立つ」と高評価を得たが、企業等の人事担当者の参加が少なく、企業内での人権についての取組をさらに充実させるために、さらなる参加を促すための工夫が必要である。
検討の方向性	○　職員に対する研修を継続して実施する。また、人権啓発指導者養成研修会については、企業での人権に対する取組が充実させるため、ニーズを把握し研修内容を検討する等、企業のさらなる参加を促す工夫を行う。

４　社会情勢の変化

第５次計画策定後の法令の制定や国の計画、県内の状況等について、次のとおり整理する。

<table>
<tr><th>人権課題</th><th>社会情勢の変化</th></tr>
<tr><td>女性</td><td>○　困難な状況にある女性の福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援が必要（「困難女性支援法」の施行（Ｒ６．４））
○　女性の就業率が着実に上昇する中、家庭での家事・育児は依然として女性に偏っているため、その解消が必要
○　女性の職業生活における更なる活躍が必要（改正「女性活躍推進法」の公布（Ｒ７.6））</td></tr>
<tr><td>子供</td><td>○　子供の権利利益の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するための施策を推進することが必要（「こども基本法」の施行（Ｒ５.4）、「こども大綱」の閣議決定（Ｒ５.12））
○　本県のヤングケアラーについて調査が行われ、現状について把握が行われたが、本人や家族等に自覚がない等により問題が表面化しづらく、必要な支援につながりにくいという特徴があり、認知度の向上や理解の促進が必要
・県内の小学５年生と中学２年生に行った調査
<table>
<tr><th></th><th>小学５年生</th><th>中学２年生</th></tr>
<tr><td>世話している家族が「いる」</td><td>25.7%</td><td>14.0%</td></tr>
<tr><td>ヤングケアラーにあてはまる</td><td>1.6%</td><td>1.0%</td></tr>
<tr><td>ヤングケアラーにあてはまるかわからない</td><td>29.6%</td><td>22.8%</td></tr>
</table>
・ヤングケアラーについて知っている人の割合（県内）はＲ６調査では 37.0%。</td></tr>
<tr><td>障害者</td><td>○　行政に加え、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化され、事業者に対する普及啓発が必要（改正「障害者差別解消法」の施行（Ｒ６．４））
○　障害特性に応じた様々なコミュニケーションの方法があり、障害者が障害の特性に応じた情報の取得や利用ができるような施策を推進していくことが必要（広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例の施行（Ｒ７.11））
○　手話言語が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保を行うことが必要（広島県手話言語条例の施行（Ｒ７.11））</td></tr>
<tr><td>外国人</td><td>○　国内に定着する外国人労働者数が更に増加することが見込まれる（※）一方で、依然として、外国人が就労の場面で不利益を受けたり、入居を拒否されたりするなど偏見等の問題が根強く存在するため理解促進が必要
（※「技能実習制度」から「育成就労制度」への移行（改正「入管法」の公布（Ｒ６．６）から３年以内に施行））</td></tr>
<tr><td>性的指向・性自認</td><td>○　性の多様性に関する理解が必ずしも十分でないため、性的指向・性自認に関する県民の理解促進が必要（「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行（Ｒ５．６））</td></tr>
<tr><td>インターネット</td><td>○　ＳＮＳ等による個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化しており、対応が必要（「情報流通プラットフォーム対処法」の施行（Ｒ７．５）、侮辱罪の法定刑の引上げ（Ｒ４．７））</td></tr>
</table>

５　国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に係る動き

平成 14 年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」について、策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、各人権課題の解決に向け、施策の更なる推進を図るため、令和７年６月に第二次計画が策定された。主に「ビジネスと人権」に関する記載を追加したこと、「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理したこと、いわゆる「複合差別」の観点を踏まえた人権教育・啓発の必要性の記載等の変更が行われた。

６　第６次計画の骨子（案）について

次期計画の策定にあたっては、各人権課題の体系等は現行計画を維持しつつ、現行計画の振り返りで見えた課題、法令の制定や国の計画などの情勢変化、ビジョン改定等を踏まえ、計画の目指す姿や取組の方向の整理を行い、計画をまとめていく。

（１）目指す姿

現行計画では、目指す姿を、「取組の姿」としていたが、「安心▹誇り▹挑戦ひろしまビジョン」で示した目指す姿との整合を図り、県民視点による記載の整理を行う。

目指す姿【第５次】 （５年後の人権啓発の姿）	目指す姿【第６次】（案） （５年後）	（参考）ひろしまビジョン 目指す姿
○　個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。 ○　県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。	○　人権意識を高める啓発を受ける機会が広がり、個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識が醸成されています。	○　人権意識や男女共同参画意識を高める啓発を受ける機会が広がり、個々人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め、尊重し合う意識が醸成されています。

※性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「ジェンダーアイデンティティ」や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

（２）成果指標

目指す姿に近づいているかを検証するための成果指標として、ビジョン指標の見直しを踏まえ、次のとおり県民の人権に関する意識の指標を継続して設定する。

成果指標	現状値	現行計画の 目標値	次期計画の 目標値
「広島県は、お互いの人権を尊重し合うことができている」と感じる人の割合	37.1% （Ｒ７）	40.0%	42.0%

（３）計画期間

令和８年度～令和 12 年度（５年間）

（４）第６次計画の構成案

ア　構成案

国の動向等を踏まえ、章立ての変更など構成の見直しを行い、次のとおり整理する。

第５次計画		第６次計画
第１章　はじめに		第１章　はじめに
１　策定の趣旨 ２　プランの位置づけ ３　プランの計画期間	構成を変更	１　策定の趣旨 ２　プランの位置づけ ３　プランの計画期間
第２章　目指す姿と基本的な考え方		第２章　目指す姿と基本的な考え方
１　目指す姿 ２　基本的な考え方 ３　各人権課題に対する取組（イ参照）		１　目指す姿 ２　基本的な考え方
		第３章　各人権課題に対する取組（イ参照）
第３章　効果的な啓発の実施	名称変更	第４章　総合的かつ効果的な啓発の実施
１　プランの推進体制 ２　効果的な啓発方法 ３　人材育成 ４　多様な手法や時機を捉えた啓発	構成を変更	１　総合的かつ効果的な啓発 ２　人材育成 ３　プランの推進体制

※下線は第５次計画からの変更箇所（以下同じ）

イ　各人権課題の体系

人権啓発に関する社会的情勢や国の動向等を踏まえ、各人権課題の体系は維持することとし、次のとおり整理する。なお、各人権課題の名称は、国の計画を踏まえて変更する。

第５次計画		第６次計画
①　女性		①　女性
②　子供		②　子供
③　高齢者		③　高齢者
④　障害者		④　障害者
⑤　同和問題		⑤　同和問題
⑥　外国人	名称変更	⑥　外国人
⑦　性的指向・性自認		⑦　性的マイノリティの人々
⑧　感染症患者等		⑧　感染症患者等
⑨　刑を終えて出所した人		⑨　刑を終えて出所した人
⑩　犯罪被害者等		⑩　犯罪被害者及びその家族
⑪　インターネットによる人権侵害		⑪　インターネット上の人権侵害 （課題横断的な人権課題）
⑫　国及び他団体と協力していく分野 ・北朝鮮当局による拉致問題等 ・アイヌの人々		⑫　国及び他団体と協力していく分野 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・アイヌの人々

（５）各人権課題に対する取組の方向

各人権課題に対する取組について、第６次計画における取組の方向を次のとおり整理する。

（下線部：計画の取組等に新たに記載・拡充する事項）

項　　目	今後の取組の方向
① 女性	
・困難な状況にある女性の権利擁護の推進 ・性別役割分担意識の解消 ・女性活躍の推進	・ＤＶやストーカー、ハラスメント等の権利侵害の防止に向けた情報提供や啓発の実施 ・性別にかかわらず自分らしい選択ができる気運を醸成するための意識改革を図る啓発の実施 ・誰もが様々なライフステージに応じて、自らが望む働き方ができ、その意欲と適性に応じて職場において能力を発揮できるための環境整備に向けた啓発の実施
② 子供	
・子供への体罰・虐待の防止 ・いじめの早期発見・未然防止 ・ヤングケアラーに対する理解の促進 ・子供の防犯推進・非行の防止	・児童虐待・体罰、いじめ、ヤングケアラー等の子供に対する人権侵害の防止に向けた啓発の実施 ・子供の健やかな育成のための情報提供や啓発の実施
③ 高齢者	
・認知症や高齢者の人権についての理解促進 ・高齢者の権利擁護の推進 ・地域や職場での高齢者の活躍推進	・高齢者が自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関する普及啓発の実施 ・高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりに向けた情報提供や啓発の実施
④ 障害者	
・障害者や障害に関する理解の促進 ・障害者に対する虐待の防止 ・地域や職場での障害者の活躍推進	・障害の特性や必要な配慮等をはじめとした障害や障害者に関する啓発の実施 ・障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた啓発の実施
⑤ 同和問題	
・同和問題についての正しい知識の普及啓発	・同和地区出身者であることなどを理由とした差別等の防止に向けた、正しい理解と認識を深めるための啓発の実施
⑥ 外国人	
・外国人に対する理解の促進 ・地域や職場での外国人の活躍推進	・異なる文化、生活習慣、価値観などへの県民の理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるための啓発の実施
⑦ 性的マイノリティの人々	
・性的マイノリティの人々や性の多様性についての正しい知識や理解等の促進	・性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした差別を防止し、多様性を認め合う意識の醸成に向けた、情報の提供や啓発の実施
⑧ 感染症患者等	
・ＨＩＶ感染症･エイズに関する正しい知識の普及啓発 ・ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発 ・新たな感染症に関する正しい情報の提供及び啓発	・感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別の防止に向けた啓発の実施
⑨ 刑を終えて出所した人	
・再犯防止についての県民の関心及び理解の促進	・犯罪・非行をした人が、立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会の実現に向けた啓発の実施
⑩ 犯罪被害者及びその家族	

	・当事者が置かれる状況への理解の促進 ・当事者の権利擁護の推進	・犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発の実施
⑪	**インターネット上の人権侵害（課題横断的な人権課題）**	
	・被害者にも加害者にもならないための適正なインターネット利用の推進 ・個人情報についての正しい知識の普及啓発	・被害者にも加害者にもならないための、適正なインターネットの利用についての啓発の実施 ・被害に遭った際の救済手段や個人情報についての正しい情報の提供や啓発の実施
⑫	**国及び他団体と協力していく分野**	
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	
	・北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する正しい認識の普及と理解促進	・北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めるための取組の実施
	アイヌの人々	
	・アイヌの人々に関する正しい知識の普及と理解促進	・先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識の啓発の実施

（６）総合的かつ効果的な啓発の実施の取組方向

総合的かつ効果的な啓発の実施方法について、第６次計画における取組の方向を次のとおり整理する。

項　　目	今後の取組の方向
・総合的かつ効果的な啓発 ・人材育成 ・プランの推進体制	・ＳＮＳやマスメディア等の活用や具体的な事例の活用等の効果的な手法による啓発の実施 ・複数の属性が重複する人々についての正しい理解の促進（「複合差別」の観点での啓発） ・新たな人権課題・社会情勢の変化に対応した啓発の実施 ・人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の実施 ・地域・職場に密着したきめ細やかな活動を推進に向けた、市町・企業等の人権啓発担当者の育成を目的とした研修の実施 ・広島県人権施策推進協議会（庁内）や市町、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会と連携した取組の推進

広島県人権啓発推進プラン（第５次）取組の検証

１　各人権課題の指標の達成状況

人権課題	取組	関連指標	目標	実績	状況
①女性	困難な状況にある女性の理解促進	デートＤＶに関する精神的暴力の認識率（高校生）	72.0%（Ｒ６）	64.8%（Ｒ６）	90.0%○
		性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	13.0%（Ｒ５）	9.6%（Ｒ５）	73.8%×
	性別役割分担意識の是正	性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合	75.0%（Ｒ７）	58.0%（Ｒ７）	77.3%×
	職場での女性の活躍の推進	女性（25～44 歳）の就業率	82.5%（Ｒ７）	77.4%（Ｒ２）	93.8%○
		県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	24.0%（Ｒ６）	19.6%（Ｒ６）	81.7%△
		男性の育児休業取得率	40.0%（Ｒ６）	53.8%（Ｒ６）	134.5%◎
②子供	虐待、体罰、いじめ等の防止	体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	83.0%（Ｒ６）	81.3%（Ｒ６）	98.0%○
		児童虐待により死亡した児童数	0（Ｒ７）	0（Ｒ７）	100%◎
		いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	83.6%（Ｒ６）	71.6%（Ｒ６）	85.6%△
③高齢者	認知症や虐待に関する啓発	認知症サポーター養成数	362,000 人（Ｒ７）	399,311 人（Ｒ７）	110.3%◎
④障害者	正しい知識と理解の促進	障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	70.0%（Ｒ５）	68.9%（Ｒ５）	98.4%○
		あいサポーター数	255,000 人（Ｒ７）	261,130 人（Ｒ７）	102.4%◎
	職場での活躍推進	民間企業の障害者実雇用率	法定雇用率以上（2.5%）	2.54%（Ｒ７）	101.6%◎
⑥外国人	多文化理解の促進	生活で困っていることがない（困った時に、すぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合	70.0%（Ｒ７）	80.6%（Ｒ７）	115.1%◎
⑦性的指向・性自認	正しい知識の普及と理解の促進	県内の公的機関（エソール広島を含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数	430 件（Ｒ７）	228 件（Ｒ７）	53.0%×
⑨刑を終えて出所した人	当事者の置かれる状況への理解促進	地方再犯防止推進計画を策定した市町の数	20（Ｒ７）	23（Ｒ７）	115.0%◎
⑩犯罪被害者等	犯罪被害者等の権利擁護の推進	犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度	18.0%（Ｒ７）	8.8%（Ｒ７）	48.9%×

人権課題	取組	関連指標	R３	R４	R５	R６	R７	状況
⑤ 同和問題	正しい知識の普及と理解の促進	人権侵犯件数 同和問題に対する差別待遇	１件	８件	５件	５件	０件	◎
		人権相談件数 同和問題に対する差別待遇	６件	８件	６件	２件	７件	×
⑥ 外国人	多文化理解の促進	人権侵犯事件数 （開始事件数） 外国人に対する差別待遇	６件	１件	１件	２件	０件	◎
		人権相談件数 外国人に対する差別待遇	13 件	10 件	７件	８件	３件	◎
⑧ 感染症患者等	正しい知識と理解の促進	人権侵犯事件数（開始事件数）疾病患者に対する差別待遇	０件	１件	０件	１件	０件	◎
		人権相談件数 疾病患者に対する差別待遇	７件	12 件	０件	４件	１件	◎
⑪ インターネット	正しい知識の普及と理解の促進	サイバー犯罪相談件数	5, 128 件	5, 748 件	5, 666 件	5, 059 件	4, 161 件	◎
⑫ 国及び他の団体と協力していく分野	（北朝鮮当局による拉致問題）正しい知識の普及と理解の促進	人権侵犯事件数（開始件数） 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	０件	０件	０件	０件	０件	◎
		人権相談件数 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	０件	０件	０件	０件	０件	◎
	（アイヌの人々）正しい知識の普及と理解の促進	人権侵犯事件数（開始件数） アイヌの人々に対する差別待遇	０件	１件	０件	０件	０件	◎
		人権相談件数 アイヌの人々に対する差別待遇	０件	０件	０件	０件	０件	◎

２　第５次計画の振り返り【各人権課題に対する取組】

①女性

取組の方向	○　性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。 ○　誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。

困難な状況にある女性の理解促進

主な取組と実績

○　性被害やデートＤＶについて、特に若年層を対象に、ＤＶ予防講座や動画配信等による正しい知識の啓発やリーフレット等による相談窓口の周知を行った。
・「性被害ワンストップセンターひろしま」のリーフレット発行部数:
　Ｒ３:43,230 部、Ｒ４:101,707 部、Ｒ５:122,906 部、Ｒ６:99,300 部
・動画視聴数:30,537 回（累計。Ｒ６時点）

主な指標の達成状況

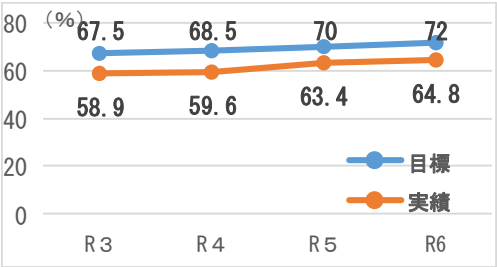

表１　デートＤＶに関する精神的暴力の認識率（高校生）

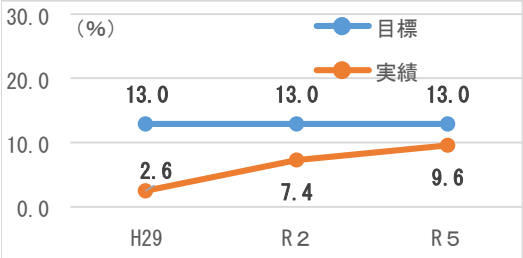

表２　性被害ワンストップセンターひろしまの認知度（目標値はＲ５）

（参考）

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
女性対象の性犯罪・声かけ事案（県内）	1,515 件	1,332 件	1,325 件	1,274 件
女性が被害者となる犯罪の認知件数（県内）	1,757 件	1,990 件	2,329 件	2,410 件

主な成果・課題

○　若年層に向けた啓発により、ＤＶ予防啓発講座を実施した学校では、未実施の学校と比較して、精神的暴力の認識率が高くなっている。しかし、目標には未達であり、継続して啓発を行う必要がある。また、若い女性が被害者となる性被害・性犯罪が依然として発生している中、性被害ワンストップセンターの認知度は向上しているものの、進捗に遅れがあり、引き続き啓発を進め、相談窓口を知ってもらう必要がある。

性別役割分担意識の是正

主な取組と実績

○　県・エソール広島において、わたしらしい生き方を選択するための講座等の開催や啓発リーフレット等を作成し、企業や市町等に配布したほか、性別による固定観念解消に向け「ジェンダー川柳コンテスト」を実施した。
・エソール広島主催事業参加者　Ｒ５:3,816 人、Ｒ６:4,827 人
・川柳応募作品数　Ｒ５:1,649 作品、Ｒ６:3,747 作品

主な指標の達成状況

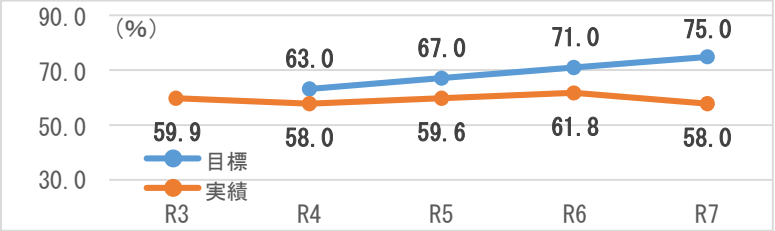

表３　性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合

（※参考）
・日本のジェンダーギャップ指数（2025）は 118 位（148 カ国中）
・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」への賛成派の割合（全国比較・Ｒ６）

	30 代		40 代		50 代	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
広島	23.5%	43.5%	39.3%	39.1%	33.3%	53.8%
全国	22.4%	36.7%	29.7%	33.5%	29.6%	36.9%
差	+1.1pt	+6.8pt	+9.6pt	+5.6pt	+3.7pt	+16.9pt

成果・課題

○　講座や川柳コンテスト等を通じた啓発を行っているが、依然として固定的な性別役割分担意識が存在しており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」の割合は横ばいとなっている（※）ほか、性別にかかわらず働き方や暮らし方を選択できている人の割合は、特に 30～50 代の女性で伸び悩んでいる。

○　県民意識調査では、親や配偶者・パートナー、職場の人など周囲の方から性別に関する意識の影響を受けたと回答している割合が約７割と高く、ジェンダーバイアス解消のためのセミナーや啓発の取組の効果をより幅広い層に広げていく必要がある。

職場における女性活躍の推進

主な取組と実績

○　女性活躍に向けた理解促進セミナーや企業の課題に応じた対象別研修等を実施した。
・研修参加人数　Ｒ３：1,291 人、Ｒ４：1,000 人、Ｒ５：873 人、Ｒ６：738 人

主な指標の達成状況

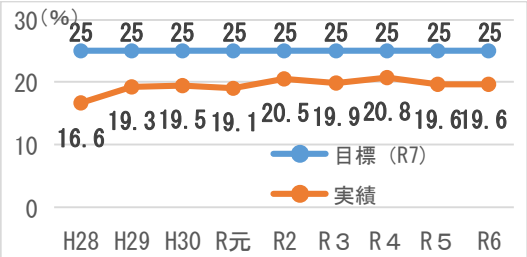

表４　県内事業所における指導的立場に占める女性の割合

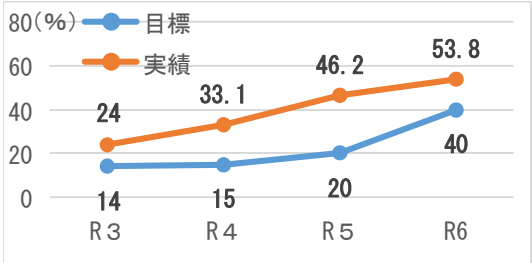

表５　男性の育児休業取得率

成果・課題

○　女性の就業率は上昇し、「M字カーブ」が解消されつつある一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化しているなど、依然として、結婚・出産・子育て・介護というライフイベントが働き続けるための障壁となっているため、仕事と家庭を両立しながら働ける環境づくりに向けた理解促進を進めていく必要がある。

検討の方向性

○　啓発を継続して実施するとともに、各種相談窓口の認知度向上のための周知方法の検討やジェンダーバイアス解消に向けた意識醸成についてターゲットに応じた啓発手法の見直しを検討するとともに、企業・学校等との連携や拡大の手法について検討を行う。また、社会情勢の変化に応じた取組内容の検討を行う。

②子供

取組の方向	○　児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。
虐待、体罰、いじめ等の防止	
主な取組と実績	○　子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響等について、特に保護者や子育てをこれから行う世代などに対して、講演会やイベント、電車広告、動画等の媒体を用いて啓発を実施した。 ○　いじめの未然防止についての事例発表やいじめの相談窓口・支援制度等の周知を人権啓発イベント等の機会を通じて実施した。 ☆Ｒ６の取組 ・虐待防止サイトを通じた相談窓口への誘導:1,200 件 ・カープファン感謝デー:29,000 人 ☆Ｒ５の取組 ・ＹｏｕＴｕｂｅ動画視聴回数 52,801 回　・熱気球フライト 60 名 ☆Ｒ４の取組 ・児童虐待防止サイトペーパービュー:1,812PV ・チャイルドファーストフェスタ:450 名以上 ・ヒーローショーツアー:2,000 名 ☆児童虐待相談窓口の周知 ・Ｒ６テレビ出演　・Ｒ５ポスター1,200 枚　・Ｒ４ポスター1,000 枚、テレビ出演 ・いじめの相談窓口紹介カードの発行部数 Ｒ３:336,000 部、Ｒ４:336,000 部、Ｒ５:336,000 部、Ｒ６:331,220 部 主な指標の達成状況 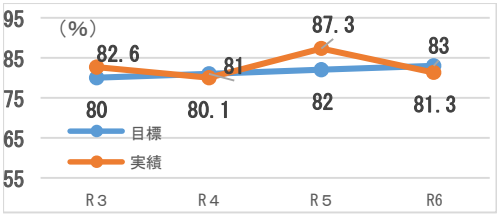 **表６　体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合** 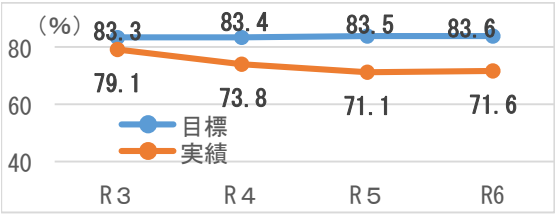 **表７　いじめの解消率（公立小・中・高等学校・特別支援学校）**
成果・課題	○　体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合は８割を超える水準で推移しているが、体罰等を肯定している親や子育ての困り感、育てにくさ等から体罰等をする親が一定数いる。 ○　複雑化・多様化するいじめの事案の対応に時間を要しており、いじめの解消率は７割となっている。引き続き、教職員がいじめの兆候を早期に察知でき、いじめで悩んでいる児童生徒等が安心して、ＳＯＳを出すことができるよう、いじめの未然防止及び早期解決に向けた取組の充実を図る必要がある。
青少年の健全な育成	
主な取組と実績	○　自画撮り被害防止やインターネットの適正な利用について子供や保護者、青少年活動に携わる人等を対象に、年齢に応じたリーフレットの配布や青少年のインターネットの適正な利用に係る講習会などの啓発を実施した。また、広島県青少年健全育成条例の改正（Ｒ７．１月施行）等によりフィルタリングの利用促進を図った。 ○　暴走族・非行少年対策として、啓発ポスターの作成・掲示により県民意識の醸成を図ったほか、学校と連携した犯罪防止教室の開催、声かけ・あいさつ運動等を実施した。 ・自画撮り被害防止チラシ配布数 Ｒ３：28,000 部、Ｒ４：32,000 部、Ｒ５：31,000 部、Ｒ６：30,500 部 ※毎年度初めに県内全ての中学１年生へ配布 ・青少年インターネット適正利用啓発リーフレット配布数 Ｒ３：30,000 部、Ｒ４：32,000 部、Ｒ５：32,000 部、Ｒ６：32,000 部 ※毎年度初めに県内全ての小学４年生へ配布 ・講習会参加人数　Ｒ３：55 名、Ｒ４：93 名、Ｒ５：136 名,72 名、Ｒ６：150 名,95 名 （Ｒ６とＲ５は８月開催分，３月開催分の順）

・ポスター作成数　Ｒ３:3,000 枚、Ｒ４:3,000 枚、Ｒ５:3,000 枚、Ｒ６:3,000 枚
犯罪防止教室実施回数　Ｒ３　727 回、Ｒ４　1,022 回、Ｒ５　912 回、Ｒ６　1,000 回
（参考）
・インターネット利用の低年齢化が進む一方、ＳＮＳに起因したトラブル等も多く発生している。

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
青少年のインターネット利用率（県内）	92.4%	92.3%	94.1%	93.2%
フィルタリングの利用率（県内）	28.8%	30.6%	31.1%	30.5%
ＳＮＳに起因した被害児童数 ※（全国）	1,812 人	1,732 人	1,665 人	1,486 人

※ＳＮＳを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった、性犯罪等の事犯をいう。

成果・課題

○　インターネット利用の低年齢化、またそれを背景とするＳＮＳ等を介した自画撮り被害等の発生といった諸情勢の変化が生じており、子供の発達段階に応じたインターネット適正利用の啓発や、フィルタリングの利用などペアレンタルコントロール（保護者による安全な利用環境の整備）の重要性に関する啓発等を実施していく必要がある。

○　少年の非行総数（※）は、Ｒ４以降は増加に転じており、少年の規範意識向上を図るための取組を継続して実施していく必要がある。

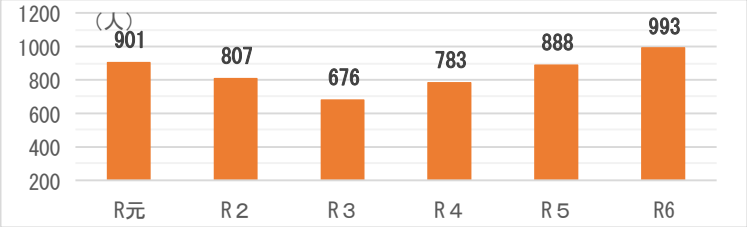

（※）表８　非行少年総数（県内）

検討の方向性

○　啓発を継続して実施するとともに、インターネットをめぐるトラブルなどの社会情勢の変化に応じた取組内容の検討や啓発手法の検討を行う。

③高齢者

取組の方向	○　高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。

認知症や高齢者についての理解促進

主な取組と実績

○　認知症についての正しい理解を深めるため、啓発イベントを実施したほか、県が連携する企業や若い世代等に対して認知症サポーター養成講座を実施したほか、高齢者虐待防止研修を実施。

○　高齢者に対する防犯活動として、防犯教室や防犯キャンペーン等を実施した。

・啓発イベント参加者数　Ｒ３:161 人、Ｒ４:200 人、Ｒ５:138 人、Ｒ６:130 人

・認知症サポーター数

Ｒ３:304,786 人、Ｒ４:324,980 人、Ｒ５:348,986 人、Ｒ６:374,507 人

・防犯教室実施回数　Ｒ３:276 件、Ｒ４:485 件、Ｒ５:709 件、Ｒ６:707 件

参加者数　Ｒ３:8,180 人、Ｒ４:14,275 人、Ｒ５:22,953 人、Ｒ６:23,022 人

主な指標の状況

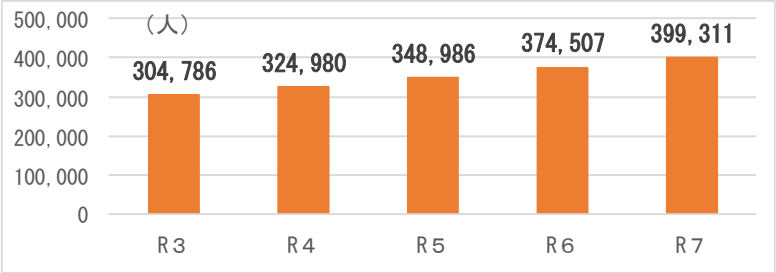

表９　認知症サポーター養成数

（参考）

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
家庭内虐待相談・通報件数〔認定件数〕（県内）	789 件〔371〕件	817 件〔362〕件	867 件〔419〕件	894 件〔424〕件	840 件〔422〕件
施設内虐待相談・通報件数〔認定件数〕（県内）	22 件〔５〕件	43 件〔13〕件	58 件〔21〕件	80 件〔17〕件	91 件〔32〕件
高齢者が被害者の刑法犯認知件数（県内）	1,133 件	1,190 件	1,281 件	1,426 件	1,345 件

成果・課題

○　虐待を受ける高齢者の９割以上が認知症高齢者であることから、認知症へのさらなる理解促進に向けて、認知症サポーターを更に養成していく必要がある。

○　また、特殊詐欺等の高齢者が被害者となる犯罪が多く発生しており、被害を未然に防ぐための対策を推進する必要がある。

地域や職場での活躍推進

主な取組と実績

○　高齢者の生きがいと健康づくり、積極的な社会参加を推進するため、全国健康福祉祭への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催等を行った。また、社会参加のきっかけづくりを応援する取組を通じて、高齢期になっても孤立すること無く地域で活躍できる人や場の拡充を図った。

○　企業に対する高齢者の積極的な雇用の働きかけを行うため、優良事例の可視化や高齢者雇用促進セミナー等を実施した。

・高齢者雇用促進セミナー（シニア向け企業説明会(広島会場)の代替措置）
　参加社数：Ｒ６:29 社、Ｒ５:23 社、Ｒ４:29 社、Ｒ３:コロナのため中止

・シニア向け企業説明会（福山会場）

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
参加者数 （就職者数）	105 名 （6 名）	128 名 （8 名）	148 名 （14 名）	142 名 （8 名）
参加企業数	22 社	29 社	32 社	26 社

（参考）

・地域活動等への参画率（県内）は 40～64 歳で 28.0%（Ｒ４）。65 歳以上で 47.9%（Ｒ４）

・65 歳までの高年齢就業確保措置の実施状況（労働局調査）は 99.9%。70 歳まででは 34.8%。（Ｒ７.12.９現在）

成果・課題

○　高齢になってから新たに地域活動やスポーツ大会に参加することは、ハードルが高いことから、高齢期になる前から社会参画への意識づけや活動のきっかけづくりに取り組む必要がある。

○　65 歳を上回る年代についての定年の引上げや継続雇用制度の導入など就業環境の整備がまだ進んでいないことから、高年齢者就業確保措置について周知を図り、高齢者雇用に係るノウハウや取組事例等の情報提供を行う必要がある。

検討の方向性

○　啓発を継続して実施するとともに、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い顕在化する課題について取組の検討を行う。

④障害者

取組の方向

○　障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。

権利擁護の推進

主な取組と実績

○　障害者虐待の未然防止や通報義務等について、パンフレットやリーフレットの配布を通じた啓発を行ったほか、市町・事業者の職員を対象とした研修を実施した。

・パンフレット、リーフレット配布数
　Ｒ３:9,000 部、Ｒ４:10,000 部、Ｒ５:11,000 部、Ｒ６:9,000 部

・研修参加人数等　Ｒ３:1,042 人、Ｒ４:1,686 人、Ｒ５:1,625 人、Ｒ６:2,096 人

（参考）

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
養護者による相談・通報件数〔認定件数〕	142 件 〔43 件〕	112 件 〔32 件〕	144 件 〔48 件〕	131 件 〔44 件〕
施設内相談・通報件数〔認定件数〕	73 件 〔15 件〕	71 件 〔19 件〕	105 件 〔20 件〕	75 件 〔12 件〕

・「障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じている人の割合」（県調査）は 52.8%（Ｒ５）だが、県民全体では 60.7%であり、障害の有無で 7.9%の差が生じている。

成果・課題	○　法律により合理的な配慮の提供が義務化される中、依然として不当な差別的取扱いが発生しているほか、養護者や使用者、障害者福祉施設従事者等による障害者に対する虐待が発生していることから、関係団体や職員の人材育成、虐待の未然防止及び早期発見につながる啓発等を実施していく必要がある。

正しい知識と理解の促進

主な取組と実績	○　県民をはじめ、企業・団体等が障害について正しい知識を理解し、手助けや配慮を実践できるようになるため、あいサポートプロジェクト（出前講座の実施や企業・団体認定等）を推進した。 ・出前講座参加者数（実施数） Ｒ３:305 人(15 回)、Ｒ４:1,149 人(39 回)、Ｒ５:2,586 人(64 回)、Ｒ６:2,288 人(62 回) ・企業・団体認定数　Ｒ３:799 企業・団体、Ｒ４:823 企業・団体、Ｒ５:840 企業・団体、Ｒ６:855 企業・団体 主な指標の達成状況 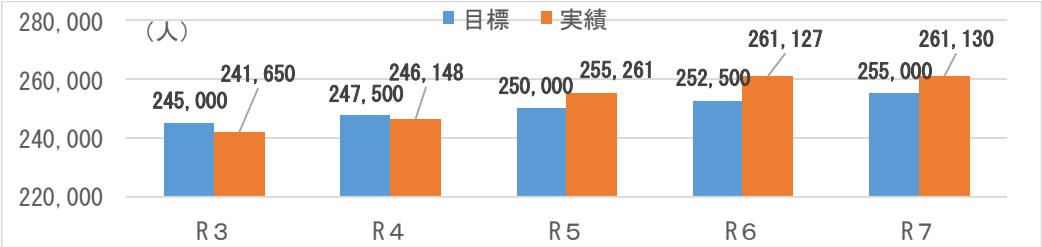 表 10　あいサポーター数
成果・課題	○　特に若い世代では障害への理解があっても、手助け等の実践に移せない傾向にある。また、障害者と接する機会が少ない層で障害に対する差別や偏見が生じやすくなっていることから、子供の頃から障害の特性を知り、学び、実践する場を設けていく等の理解を促進する必要がある。

職場での活躍推進

主な取組と実績	○　障害者雇用の充実・強化を図るため、障害者雇用に関する啓発資料の作成・配付や障害者雇用に取り組む企業等の見学やセミナーの実施等に取り組んだ。 ・啓発資料配布数:　Ｒ３:4,000 部、Ｒ４:4,000 部、Ｒ５:5,500 部、Ｒ６:5,500 部 ・セミナー等参加企業数：Ｒ４:12 社、Ｒ５:41 社、Ｒ６:40 社（Ｒ３はコロナのため中止） 主な指標の状況 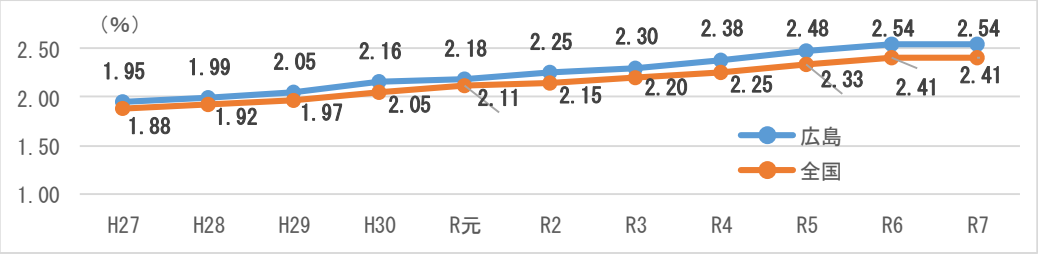 表 11　民間企業の障害者実雇用率
成果・課題	○　障害者の雇用率は上昇しているが、Ｒ６県職場環境実態調査で、「障害者に適した業務が無い、業務遂行援助者・相談員等の配置が困難」等の回答があり、企業の障害特性への理解・ノウハウ不足が見られる。
検討の方向性	○　啓発を継続して実施するとともに、障害に対する正しい認識と理解を促進し、手助け等の行動を実践できるように若い世代から教育を受け、実践する機会を設ける等の啓発手法の工夫を行う。また、社会情勢の変化に応じた取組の検討を行う。

⑤同和問題

取組の方向	○　同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います
正しい知識の普及と理解の促進	
主な取組と実績	○　差別の状況把握のためインターネットモニタリング調査を適宜実施したほか、啓発冊子の作成、行政職員等への研修を実施。 ・インターネットモニタリング実施数　R３:46 回、R４:50 回、R５:49 回、R６:30 回 ・同和問題啓発冊子累計配布数:4,294 冊 ・広島県自治総合研修センター研修（同和問題を扱う研修）の受講者数 R３:530 人、R４:518 人、R５:588 人、R６:572 人
成果・課題	○　インターネットをはじめとして依然として差別的な事案が発生している。また、若年層で課題の認識が低下することや認識の低下が原因で新たな差別が発生することが懸念される。
検討の方向性	○　啓発を継続して実施するとともに、特に行政職員に対しても、現在実施している研修等のアンケートを参考にしながら、効果的な啓発を継続して実施する。

⑥外国人

取組の方向	○　地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。
多文化理解の促進	
主な取組と実績	○　県民が異なる文化や生活習慣、価値観への理解を深め、外国人住民が安心して生活できる環境を整えるために、学校での異文化理解促進授業や、キーパーソン発掘モデル事業、地域日本語教室の拡充、外国人総合相談窓口の運営及び相談員の研修を実施した。 ・異文化理解促進プログラム実施状況（小中学校は取組方針策定等の市町数） R３:高校７校、小中学校５市町、R４:高校 10 校、小中学校５市町、 R５:高校 12 校、小中学校８市町、R６:高校 12 校、小中学校２市町 ・キーパーソン発掘モデル事業実施数R３:７市町、R４:10 市町（新規３市町）、R５:12 市町（新規２市町）、R６:13 市町（新規１市） ・地域日本語教室の新規開設地域:　R３:4 地域、R４:７地域（新規 3 地域）、R５:８地域（新規 1 地域）、R６:12 地域(新規 4 地域) ・外国人相談窓口相談員研修受講者数R３:56 人、R４:37 人、R５:53 人、R６:68 人 主な指標の達成状況 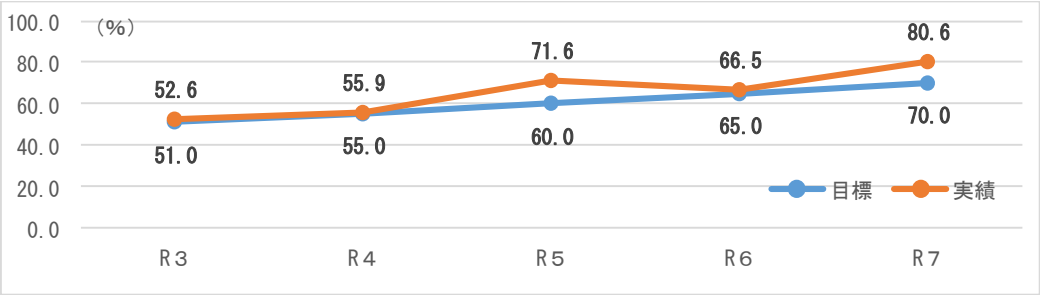 **表 12　生活で困っていることがない（困った時にすぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合**
成果・課題	○　「生活で困っていることがない（困った時にすぐに相談できるも含む)」外国人はR６で 66.5%だが、３割強の外国人住民がなんらかの課題を抱えており、継続して外国人が孤立することなく県民の一員として地域で生活できるための取組を行う必要がある。
検討の方向性	○　外国人労働者数が更に増加することが見込まれており、県内の外国人住民が安心して生活できるための啓発を継続して実施する。

⑦性的指向・性自認

取組の方向	○　性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。
正しい知識の普及と理解の促進	
主な取組と実績	○　正しい知識の理解促進や企業等における配慮の促進のために、人権啓発指導者養成研修を実施した。また、人権イベント等を通じた啓発や啓発冊子の作成及び配布等を実施し、併せて、当事者等が安心して相談できる窓口の周知を行った。 ・研修参加者数　Ｒ４:315 人、Ｒ５:460 人、Ｒ６:389 人 ・ＬＧＢＴ啓発冊子累計配布数:4,353 冊 主な指標の達成状況 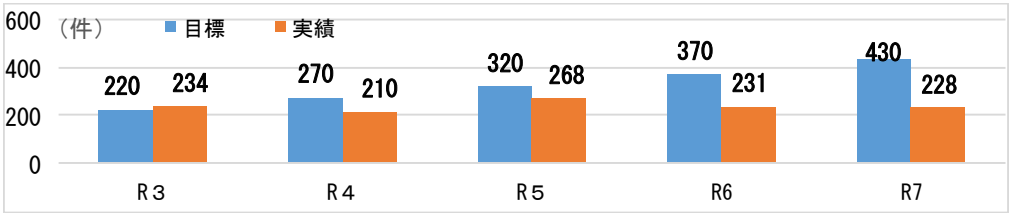 表 13　県内の公的機関（エソール広島を含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数
成果・課題	○　ＬＧＢＴＱについて社会的関心が高まっているが、正しい知識の理解が十分とはいえない。また、企業での取組の促進が必要になる中、研修の企業参加が少ないため、企業のニーズを踏まえた研修内容を検討する必要がある。 ○　ＬＧＢＴ電話相談を実施するエソール広島の認知度がＲ６では 19.3%と依然として低い状態であり、当事者が抱える悩みの解消や居場所づくりを進める必要がある。
検討の方向性	○　社会的な関心の高まりや法制定、性的マイノリティに関する裁判所の判例等の様々な情勢の変化を踏まえて、取組内容を検討すると同時に、当事者が抱える生きづらさへの理解の促進や正しい知識の普及を継続して実施する。

⑧感染症患者等

取組の方向	○　感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。
ＨＩＶ／ＡＩＤＳについての啓発、ハンセン病についての啓発、新たな感染症についての啓発	
主な取組と実績	○　ハンセン病の正しい知識の普及・理解促進のためＲ６年度から県民対象療養所バスツアーを実施。 ・ハンセン病療養所バスツアー参加者数:Ｒ６ ：19 人 ○　ＨＩＶ・エイズの正しい知識の普及による感染予防や検査促進、ＨＩＶ感染者等対する偏見・差別解消を目的としたイベントを実施。 ・ＨＩＶ・エイズ啓発イベント:Ｒ６:1,744 人（Ｒ２～Ｒ５は新型コロナウイルス感染症の影響で中止） ○　新型コロナウイルス感染症やワクチンについて県 HP で偏見・差別を無くすための啓発記事を掲載Ｒ４年度から掲載。 ・新型コロナについての啓発記事閲覧数:　Ｒ４:73 件、Ｒ５:239 件、Ｒ６:366 件
成果・課題	○　感染症に関する人権侵犯件数（法務局統計）はＲ３～Ｒ６にかけて、０～４件程度で推移しており、感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する偏見・差別が生じている。 ○　ハンセン病についてよく知る人が少なくなっており、特に若い世代で理解・関心不足が発生し、また、そのことによる差別の発生が懸念される。 ○　ＨＩＶ感染者等に対しては、現在でも、科学的に根拠のない情報や誤解、最新の科学的知見に基づく正しい知識の習得が十分でないことによる偏見・差別が存在している。
検討の方向性	○　学校教育関係者等と連携し、児童・生徒に対する偏見・差別の解消に関する教育や、保護者に対する情報提供を継続して実施する。 ○　正しい知識の理解を促進するため、イベントや強化週間等のあらゆる機会を活用した、患者等の人権尊重のために必要な正しい知識の普及に関する取組を継続して実施する。 ○　新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症危機発生時は、科学的知見等に基づいた情報提供・共有を徹底し、感染者等に対する偏見・差別は許されない旨等の呼びかけを実施する。

⑨刑を終えて出所した人

取組の方向	○　刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。
当事者の置かれる状況への理解促進	
主な取組と実績	○　県計画を策定するとともに、市町に対して計画策定の働きかけを行った。また、更生支援に関する県民の理解を促進するために「社会を明るくする運動」を推進した。 主な指標の達成状況　※Ｒ７時点で 20 市町の策定を目標とする 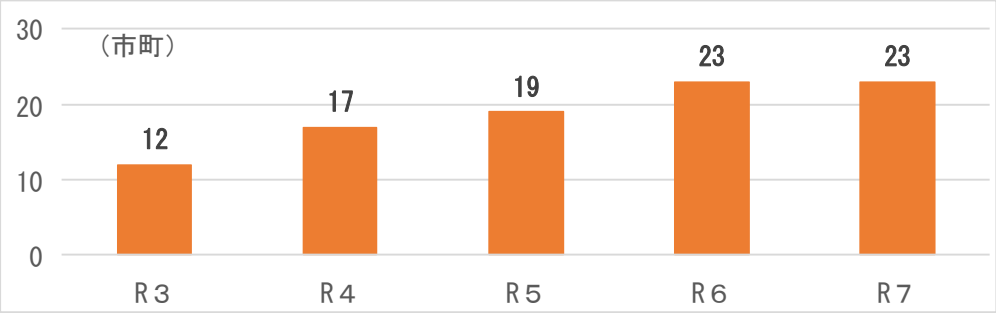 表 14　地方再犯防止推進計画を策定した市町の数
成果・課題	○　市町再犯防止計画の策定は目標を達成し、県内全市町で策定されている。一方で、市町における福祉分野（高齢者・障害者等）での取組が更生支援の視点を十分に踏まえて行われていない状況があり、さらなる啓発や取組が必要。
検討の方向性	○　更生支援に関する県民の理解を深めるための啓発を継続して実施するとともに、市町における福祉分野（高齢者・障害者等）での取組が更生支援の視点を踏まえて行われるよう働きかけていく。

⑩犯罪被害者等

取組の方向	○　犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。
当事者の置かれる状況への理解促進、犯罪被害者等の権利擁護の推進	
主な取組と実績	○　犯罪被害者週間中に街頭啓発キャンペーンや講演会を実施し、被害に遭った際に相談できる窓口の周知や当事者の置かれる状況についての理解促進を行った。また、支援を行う関係団体職員等へ知識の習得等を目的に研修を実施した。 ・講演会参加者数：Ｒ３:40 人、Ｒ４:68、Ｒ５:111 人、Ｒ６:154 人 ・研修参加人数：Ｒ３:56 人、Ｒ４:31 人、Ｒ５:39 人、Ｒ６:71 人 主な指標の達成状況 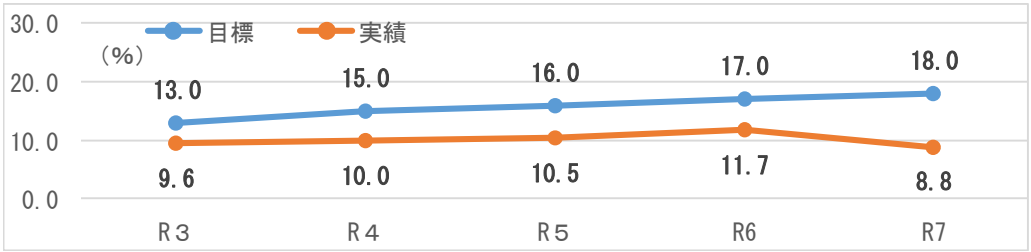 表 15　犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度
成果・課題	○　犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度は徐々に向上しているが、十分な認知には至っていない。
検討の方向性	○　被害者支援に携わる関係機関とも連携し、県民の理解や共感を効果的に深めていく啓発を継続して実施する。

⑪インターネットによる人権侵害

取組の方向	○　インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。
正しい知識の普及と理解の促進	
主な取組と実績	○　インターネットの適切な利用のため、県民に対して県警 HP やＳＮＳで注意喚起情報や動画の発信を行った。 ・広報資料件数Ｒ３:18 件、Ｒ４:10 件、Ｒ５:28 件、Ｒ６:18 件 動画件数:　Ｒ４:38 件、Ｒ５:15 件、Ｒ６:15 件 ○　また、特に若年層に対しては、中国総合通信局・広島市と連携したインターネットリテラシー講習会の開催や年齢に応じたリーフレット配布による啓発を行ったほか、広島県青少年健全育成条例の改正（Ｒ７．１月施行）等によりフィルタリングの利用促進を図った。 ○　インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害事案について、県警に寄せられた相談に対し、助言などの対応を行った。 主な指標の状況 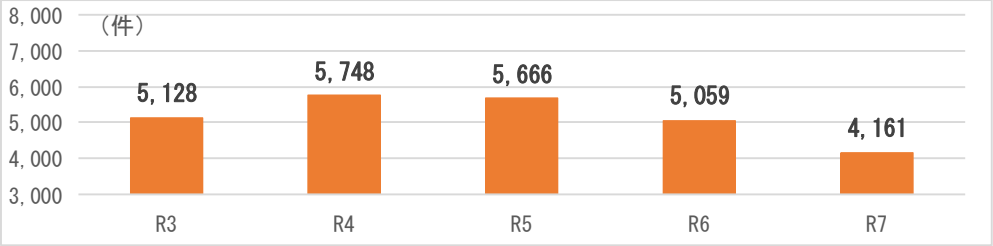 **表 16　サイバー犯罪相談件数**
成果・課題	○　特定の個人への誹謗中傷等の人権侵犯事件の発生が続いている。特に若年層においてインターネット利用の低年齢化、またそれを背景とするＳＮＳ等を介した自画撮り被害等が発生しているほか、災害時のデマの発生、ＡＩを悪用したディープフェイクの問題といった諸情勢の変化が生じている。 ○　さらに、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されたことから、被害にあった際の対処法や相談先の周知等の取組を進めていく必要がある。
検討の方向性	○　社会的な関心を集めたインターネット上の人権侵害の事案が発生する等、インターネットと人権について関心が高まっており、被害者にも加害者にもならないための啓発を実施する。また、法改正等の動きもあるため、社会情勢の変化に応じた取組の検討を行う。

⑫国及び他団体と協力していく分野

取組の方向	○　北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。 ○　先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。
北朝鮮当局による拉致問題等についての正しい知識の普及と理解の促進 アイヌの人々についての正しい知識の普及と理解の促進	
主な取組と実績	○　北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、拉致問題への認識を深めるため、県立図書館と連携した展示や啓発冊子の配布、ブルーリボン・ツリーの設置、啓発パネルの展示等の啓発を行った。また、国及び県内市町との共催により、映画及びアニメの上映会や舞台劇公演を実施した。啓発ポスターの掲示等の啓発を行った。 ・北朝鮮拉致問題啓発冊子配布数　Ｒ３:69 冊、Ｒ４:25 冊、Ｒ５:72 冊、Ｒ６:75 冊 ・上映会等参加者数　Ｒ３:86 名（竹原市アニメ上映会）、Ｒ４:開催なし(※)、 Ｒ５:543 名（安芸太田町アニメ上映会 76 名、三原市舞台劇公演 467 名）、 Ｒ６:170 名（府中市映画上映会） ※福山市において実施予定であったが、コロナの影響などにより中止となった。 ○　アイヌの人々についての正しい知識の理解・認識を深めるため、啓発冊子の作成・配布等を行った。

成果・課題	○　拉致被害者の家族の高齢化が進む中、解決に向けた具体的な動きが無く、特に若年層をはじめ県民全体で課題認識が薄れていくおそれがある。 ○　アイヌの人々について学んだりする機会が少なく、県民全体で課題への関心・認識が低い状態である。Ｒ４内閣府調査では「アイヌの人々に対する差別や偏見の有無」について、「ない」が 28.7%、「わからない」が 49.7%となっている。
検討の方向性	○　国等と連携し、正しい理解や課題の認識を深めていく啓発を継続して実施する。

【効果的な啓発の実施】

○効果的な啓発方法

人権課題全般の周知	
主な取組と実績	○　県民の人権課題に対する関心や理解の底上げを図るため、県民が親しみをもって参加できる人権啓発イベントやスポーツチームとの連携による啓発や新聞・ラジオ等のマスメディアを活用した広報などを関係機関と連携して実施した。 ・「イベント参加者の「日常生活において参考になる内容があった」と回答した人の割合」　（ ）内は目標数 Ｒ４:84.0%（50.0%）、Ｒ５:87.2%（83.8%）、Ｒ６:91.4%（87.2%） ・人権啓発イベント参加者数（）内は目標数。 ※Ｒ４、Ｒ３は感染症対策によりネット配信で開催 Ｒ５:9,258 人（16,000 人）、Ｒ６:10,289 人（10,000 人）
成果・課題	○　イベント参加者数は目標を達成し、約９割の参加者から「参考になった・関心が深まった」等の評価を得たが、イベントのさらなる参加を促す必要があるほか、参加者が具体的な意識変容に至っていない状況がある。
情報の共有と活用	
主な取組と実績	○　人権啓発の取組を充実させるため、プランのフォローアップを通じて効果的な取組事例を人権施策推進協議会で共有した。また、効果的な啓発を行うため、イベントで行ったアンケート等から得たデータを基に、比較的関心の高い人権課題と低い人権課題を組み合わせてイベント等で啓発を実施した。
成果・課題	○　イベント参加者に行ったアンケート結果において、比較的関心の低い人権課題については依然として低い状態があり、今後課題認識の低下が懸念される。
検討の方向性	○　イベント参加者のさらなる増加のために、多様な層に向けた広報や新たな連携先開拓等の検討や、関心の低い人権課題の認識の向上のために、共感しやすい啓発手法の検討や教育機関との連携等の検討を行う。

○人材育成

主な取組と実績	○　人権啓発指導者養成研修会をテーマを変えながら毎年度開催した。 ・人権啓発指導者養成研修会参加者数（）内は目標数 Ｒ４:315 人（300 人）、Ｒ５:460 人（300 人）、Ｒ６:389 人（300 人） ○　市町職員や消防職員、医療・保健・福祉関係者等に対して、それぞれが実施する研修の教材等を提供した。また、県職員向けには、初任者や管理者を対象とした人権研修のほか、年２回各職場で研修を実施した。
成果・課題	○　人権啓発指導者養成研修会について、参加者数の目標を達成し、約８割の参加者から「研修内容が職場で役に立つ」と高評価を得たが、企業等の人事担当者の参加が少なく、企業内での取組をさらに充実させるために、さらなる参加を促すための工夫が必要。
検討の方向性	○　職員に対する研修を継続して実施する。また、人権啓発指導者養成研修会については、企業での人権に対する取組が充実させるため、ニーズを把握し研修内容を検討する等、企業のさらなる参加を促す工夫を行う。